

令和4年3月定例会

御杖村議会会議録

令和4年3月 9日開会

令和4年3月22日閉会

御杖村議会

◎目 次

| | |
|--|------|
| 第1号（3月9日） | －1－ |
| ◎議事日程 | －2－ |
| ◎本日の会議に付した事件 | －3－ |
| ◎出席議員(8名) | －3－ |
| ◎欠席議員(0名) | －3－ |
| ◎会議録署名議員 | －3－ |
| ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名 | －3－ |
| ◎職務のため議場に出席した事務局職員 | －3－ |
| ◎〔発言記録〕 | －4－ |
| ◎開会及び開議の宣告 | －4－ |
| ◎会議録署名人の指名 | －4－ |
| ◎会期の決定 | －4－ |
| ◎諸般の報告(議会運営委員会) | －4－ |
| ◎諸般の報告(例月出納検査) | －5－ |
| ◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会) | －5－ |
| ◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会) | －6－ |
| ◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会) | －6－ |
| ◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会) | －7－ |
| ◎一般質問 | －8－ |
| ◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖村一般会計補正予算(第6号)) 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕 | －8－ |
| ◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖村一般会計補正予算(第7号)) 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕 | －8－ |
| ◎議案第1号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕 | －9－ |
| ◎議案第2号特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕 | －10－ |
| ◎議案第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕 | －11－ |
| ◎議案第4号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕 | －12－ |
| ◎議案第5号特別職の職員で非常勤のものとの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕 | －13－ |

| | |
|--|------|
| ◎議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| [上程、説明、質疑、討論、採決] | —13— |
| ◎議案第7号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | |
| [上程、説明、質疑、討論、採決] | —14— |
| ◎議案第8号奈良県広域消防組合規約の変更について | |
| [上程、説明、質疑、討論、採決] | —15— |
| ◎休憩 | —17— |
| ◎再会 | —17— |
| ◎議案第9号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について | |
| [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] | —17— |
| ◎議案第10号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について | |
| [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] | —18— |
| ◎議案第11号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について | |
| [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] | —19— |
| ◎議案第12号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について | |
| [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] | —19— |
| ◎施政方針 [伊藤村長] | —20— |
| ◎議案第13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定について | |
| [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] | —22— |
| ◎議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について | |
| [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] | —26— |
| ◎議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について | |
| [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] | —27— |
| ◎議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について | |
| [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] | —27— |
| ◎議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について | |
| [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] | —28— |
| ◎諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | |
| [上程、説明] | —28— |
| ◎休憩 | —29— |
| ◎再会 | —29— |
| ◎諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | |
| [採決] | —29— |
| ◎散会の宣言 | —30— |
| 第2号 (3月22日) | —31— |
| ◎議事日程([審議結果]) | —32— |
| ◎本日の会議に付した事件 | —32— |
| ◎出席議員(8名) | —32— |
| ◎欠席議員(0名) | —32— |
| ◎会議録署名議員 | —32— |

| | | |
|--|-------|------|
| ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名 | | —33— |
| ◎職務のため議場に出席した事務局職員 | | —33— |
| [発言記録] | | —34— |
| ◎開議の宣言 | | —34— |
| ◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第6号))・承認第2号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第7号))・議案第9号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について・議案第10号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について・議案第11号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について・議案第12号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について | | |
| [一括上程、予算決算委員会委員長報告、一括質疑] | | —34— |
| ◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度一般会計補正予算(第6号)) | | |
| [討論・採決] | | —35— |
| ◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度一般会計補正予算(第7号)) | | |
| [討論・採決] | | —35— |
| ◎議案第9号令和3年度一般会計補正予算(第8号)の議定について | | |
| [討論・採決] | | —36— |
| ◎議案第10号令和3年度国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について | | |
| [討論・採決] | | —36— |
| ◎議案第11号令和3年度介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について | | |
| [討論・採決] | | —37— |
| ◎議案第12号令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について | | |
| [討論・採決] | | —37— |
| ◎議案第13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定について・議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について・議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について・議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について・議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について | | |
| [一括上程、予算決算委員会委員長報告、一括質疑] | | —38— |
| ◎議案第13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定について | | |
| [討論・採決] | | —38— |
| ◎議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について | | |
| [討論・採決] | | —39— |
| ◎議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について | | |
| [討論・採決] | | —39— |
| ◎議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について | | |
| [討論・採決] | | —40— |
| ◎議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について | | |
| [討論・採決] | | —40— |
| ◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会) | | |
| [上程・採決] | | —40— |

◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

| | |
|------------------|------|
| [上程・採決] | -41- |
| ◎閉議及び閉会の宣言 | -41- |
| ◎議事録署名 | -43- |

(令和4年3月9日)

令和4年3月御杖村議会定例会(第1号)

令和4年3月9日(水)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

| | |
|-----------------|-------------|
| ・議会運営委員会 | 2月24日 |
| ・例月出納検査 | 11月・12月・1月分 |
| ・宇陀衛生一部事務組合議会 | 2月22日定例会 |
| ・東宇陀環境衛生組合議会 | 2月22日定例会 |
| ・奈良県広域消防組合議会 | 2月25日定例会 |
| ・曾爾御杖行政一部事務組合議会 | 3月2日定例会 |

第4 一般質問

第5 承認第1号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第6号))

第6 承認第2号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第7号))

第7 議案第1号〔原案可決〕

御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第2号〔原案可決〕

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第3号〔原案可決〕

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第4号〔原案可決〕

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第5号〔原案可決〕

特別職の職員で非常勤のものとの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第6号〔原案可決〕

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第7号〔原案可決〕

御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第8号〔原案可決〕

奈良県広域消防組合理約の変更について

第15 議案第9号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について

第16 議案第10号 [予算決算委員会付託]

令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について

第17 議案第11号 [予算決算委員会付託]

令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

第18 議案第12号 [予算決算委員会付託]

令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

第19 議案第13号 [予算決算委員会付託]

令和4年度御杖村一般会計予算の議定について

第20 議案第14号 [予算決算委員会付託]

令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

第21 議案第15号 [予算決算委員会付託]

令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

第22 議案第16号 [予算決算委員会付託]

令和4年度御杖村介護特別会計予算の議定について

第23 議案第17号 [予算決算委員会付託]

令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

第24 諮問第1号 [原案決定]

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 吉田俊弘君 | 副議長 | 松岡一生君 |
| 1番 | 張間裕子君 | 2番 | 廣口芳弘君 |
| 3番 | 葛城昌俊君 | 4番 | 古川芳明君 |
| 6番 | 山岡隆良君 | 8番 | 木村忠雄君 |

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

2番 廣口芳弘君 3番 葛城昌俊君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

| | |
|-----------|--------|
| 村長 | 伊藤収宜君 |
| 教育長 | 鈴木泰弘君 |
| 総務課長 | 中嶋英樹君 |
| 保健福祉課長 | 廣尾真貴子君 |
| 住民生活課長 | 片岡保昌君 |
| 会計管理者 | 今井智君 |
| 教育委員会次長 | 中村康幸君 |
| むらづくり振興課長 | 仲子雄史君 |
| 産業建設課長 | 古谷匡敏君 |

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(吉田俊弘君):皆さんおはようございます。本日の3月定例会をご案内させていただいたところご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和4年3月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から開会します。ただちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉田俊弘君):本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、2番廣口芳弘君、3番葛城昌俊君を指名します。

◎会期の決定

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第2会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの14日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第3諸般の報告を行います。はじめに、2月24日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、4番古川芳明君。

○委員長(古川芳明君):議長。4番。

○委員長(古川芳明君):それでは、2月24日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、令和4年3月定例会の運営について協議を

行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、3月9日から22日までの14日間とし、会期中の日程については、3月9日午前10時開会、全員協議会を10日午前9時30分開会、予算決算委員会を16日午前9時30分開会、続会議を22日午前10時開会と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、専決を含む補正予算6件と令和4年度の当初予算5件は、予算決算委員会へ付託とし、条例の一部改正7件、規約の変更1件及び人事諮問1件については、開会日に即決することと致しました。また、会期中にむらづくり委員会が開催されないことから、むらづくり委員長より、むらづくり施策に関する事項について令和4年6月定例会開会まで、閉会中の継続調査申出について諮られ、続会日に提出することに決定されました。最後に、次回6月定例会の会期を検討するため、「継続調査申出書」を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(吉田俊弘君):古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(吉田俊弘君):次に、監査委員より例月出納検査について、11月から令和4年1月分の検査報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(吉田俊弘君):次に2月22日開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、1番張間裕子君。

○1番(張間裕子君):はい、1番張間。

○1番(張間裕子君):ただいま、議長の許可を得ましたので、宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る2月22日午前10時より、令和4年第1回宇陀衛生一部事務組合議会定例会が宇陀市農村環境改善センター農林会館に於いて、開催されました。地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者出席のもと行われ、宇陀市から組合議長多田興四郎議員ほか7名、東吉野村から議員2名、曾爾村から議員2名、本村からは吉田議長とわたくし張間が出席いたしました。議員14名全員の出席により議会は成立し、管理者の宇陀市金剛市長より収集の挨拶の後、日程に基づき、議事録署名議員の指名、会期の決定を行い議事に入りました。付議された案件は、議案第1号令和3年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算第2号について、議案第2号令和4年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出予算について、同意第1号宇陀衛生一部事務組合監査委員の選任同意について、以上3件が提案されました。議案第1号令和3年度一般会計補正予算第2号については、前年度繰越金の確定にともなうもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ518万4千円を増額し、歳入歳出それぞれ1億1,563万1千円とするものです。議案第2号令和4年度一般会計歳入歳出予算については、歳

入歳出総額はそれぞれ3億4,672万6千円と定めるもので前年度と比べて2億2,573万7千円の増額予算となっています。主な増額の要因は、大規模改修費で基幹的設備改良費の工事請負費2億3,397万円と、この工事に係る施工管理業務委託料825万円であります。同意第1号宇陀衛生一部事務組合監査委員の選任同意については、宇陀市大宇陀田原786番地細川将氏の委員選任につき同意を求めるものです。以上3件が、原案どおり全会一致で可決及び同意され、副管理者の曾爾村芝田村長の閉会の挨拶により午前10時55分に会議を閉じました。以上、簡単ではございますが、宇陀衛生一部事務組合定例会の報告と致します。

○議長(吉田俊弘君):張間議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

○議長(吉田俊弘君):次に2月22日開催されました東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、7番松岡一生君。

○7番(松岡一生君):7番松岡。

○7番(松岡一生君):皆さん、おはようございます。7番松岡でございます。ただ今、議長の許可を得ましたので、東宇陀環境衛生組合議会の報告をさせていただきます。去る2月22日火曜日、午後2時より、令和4年東宇陀環境衛生組合議会第1回定例会が、宇陀市の東宇陀クリーンセンター会議室で開催されました。組合議会議員の出席は8名で、御杖村からは山岡議員と古川議員、私の3名が出席いたしました。日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定がなされ、会期については本日議事終了までと決定されました。続いて芝田管理者のあいさつ後、議事に入りました。付議された案件は、議案第1号、令和4年度東宇陀環境衛生組合一般会計予算について1件で、歳入歳出総額をそれぞれ1億8,777万7千円と定めるもので、前年度対比2,620万2千円減額の予算となっています。これは、主に職員の定年退職による給与等の衛生費の減額となっております。なお、分担金における御杖村の負担割合は、17.55%。負担額は、2,869万7千円となります。提案されました議案は、原案どおり全会一致により承認・可決され、閉会いたしました。以上で、簡単ではありますが、東宇陀環境衛生組合議会の報告といたします。

○議長(吉田俊弘君):松岡議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会)

○議長(吉田俊弘君):次に2月25日開催されました奈良県広域消防組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、4番古川芳明君。

○4番(古川芳明君):4番古川。

○4番(古川芳明君):それではただ今から、令和4年奈良県広域消防組合議会第1回定例会について、報告させていただきます。去る2月25日橿原市広域消防組合本部に於いて奈良県広域消防組合議会第1回定例会が開催され午後2時から、全員協議会が行われ、報告された案件は報第

1号損害賠償の額の専決処分報告のあと議案第1号から議案第5号までの概要説明があり、午後3時から本会議が開催されました。会議録署名議員の指名のあと、会期の決定を当日1日限りとし、香芝市の川田議長より、議長諸報告が有り、その後亀田管理者から管理者行政報告がありました。一般質問ですが五條市の窪佳秀議員から、新型コロナウイルス感染症による県内の状況についての質問がなされました。報告第4号損害賠償の額の決定の専決処分報告のについて、議案第1号奈良県広域消防組合議会の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号奈良県広域消防組合職員退職手当基金条例の制定について、議案第4号令和3年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算第2号について、議案第5号令和4年度奈良県広域消防組合一般会計予算について、報告第1号に始まり議案第1号から議案第5号まで各議案について審査し、慎重審議の結果全員一致でこれらの可決し、奈良県広域消防組合議会第1回定例会を午後4時30分に閉会しました。以上で、奈良県広域消防組合議会第1回定例会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)

○議長(吉田俊弘君):次に3月2日に開催されました曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、葛城昌俊君。

○3番(葛城昌俊君):はい、議長。3番葛城。

○3番(葛城昌俊君):議長の許可をいただきましたので、令和4年3月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る、3月2日午後1時30分より令和4年3月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会が御杖村役場3階会議室において開催されました。曾爾村からは組合議長として木治議員、組合議員として東口議員、大向議員が出席、御杖村からは組合議員として木村議員、廣口議員、私葛城が出席致しました。付議された案件は議案第1号曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第2号曾爾御杖行政一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第3号令和3年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正第2号について、議案第4号令和4年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算について、同意第1号監査委員の選任同意について、以上議案4件同意案件1件の議題が提出されました。議案第1号については、職員の期末手当について改正の説明があり可決されました。議案第2号については、職員の育児休業に関する条例の一部改正について説明があり、可決されました。議案第3号については、令和3年度一般会計歳入歳出予算補正第2号について、歳入歳出それぞれ44万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,424万1千円となり可決されました。議案第4号については、令和4年度一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,461万5千円となり可決されました。同意第1号については、監査委員の選任について同意されました。以上議案4件同意案件1件が原案どおり全会一致で可決及び同意され、閉会しました。以上で曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告と致します。

○議長(吉田俊弘君):葛城議員、ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第4、一般質問でございますが、議員の申し合わせにより、3月定例会については、新年度予算や条例改正等多くの議案となることから、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につき、会議時間を短縮するため、一般質問は行わないこととなりました。

◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第6号))

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第5承認第1号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第6号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計予算の歳入歳出それぞれに385万円を追加し、補正後の総額を29億8,352万1千円とするものです。内容は、子育て世帯への臨時特別給付金事業の追加給付分を計上したもので、早期給付の必要から、去る12月17日に専決処分をさせていただきますので、承認をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長との報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって日程第5承認第1号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第6号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第7号))

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第6承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第7号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計予算の歳入歳出それぞれに4,684万3千円を追加し、補正後の総額を30億3,009万4千円とするものです。内容は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業を追加したもので、早期着手の必要から、去る1月5日に専決処分をさせていただきますので、承認をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって日程第6承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第7号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第1号御杖村議会議員の議員報酬等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第7議案第1号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員特別職の給与が改定されたことから、これに準じて、本村議員の期末手当について改定を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい、議長。それではご説明申し上げます。昨年の8月、国家公務員一般職の期末手当引き下げについての人事院勧告が行われました訳でございますが、国による改定は見送られてきました。今般、その勧告に基づいた国家公務員特別職の給与が改定される予定でありますことから、それに準じ、本村議員の報酬条例について改正を行うものでございます。改正の内容ですが、期末手当の年間支給月数を3.35月から3.25月へ、0.1月分引き下げを行うものでございます。議案書の裏面の方に記載しております。第7条第2項で規定する期別の支給率では、100分の162.5となります。また、附則におきまして、一般職の職員の例によりまして

昨年度分の支給に遡及するとしておりまして、昨年度の引き下げ見合い分0.1月分を令和4年の6月支給分から更に減額することとなります。以上でございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7議案第1号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第8議案第2号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員特別職の給与が改定されることから、これに準じて、本村特別職の期末手当について改定を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○総務課長(中嶋英樹君):議長。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):それでは、ご説明申し上げます。昨年の人事院勧告に基づきまして、国家公務員一般職の給与改定に沿って、国家公務員特別職の給与を改定する法律が改正される予定でありますことから、それに準じて、本村常勤特別職の給与についても改定を行うものでございます。改定の内容ですが、議案の裏面をご覧ください。議員報酬の改正と同様でございます。期末手当の年間支給月数が3.35月から3.25月へ、0.1月分引き下げを行うものでございまして、第6条で規定します期別の支給率では、100分の162.5ということになります。また、昨年度分の支給に遡及することも同様でございまして、昨年度の引き下げ見合い分を令和4年の6月支給分から更に減額することとなります。以上でございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8議案第2号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第9議案第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員一般職の給与が改定されることから、これに準じて、本村一般職員の期末手当について改定を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい。ご説明申し上げます。昨年の人事院勧告に基づきまして、今般、国家公務員一般職の給与改定が行われますので、それに準じまして、本村一般職の給与についても改定を行うものでございます。改正の内容ですが、期末手当の年間支給月数を2.55月から2.40月へ、0.15月分引き下げを行うものでございます。議案書の裏面をご覧ください。また再任用職員については、1.45月から1.35月へ0.1月分の引き下げとなります。第15条で規定する期別の支給率では、100分の120、再任用職員は100分の67.5となります。なお、昨年度分の支給に遡及させるため、附則第2項で、昨年度の引き下げ見合い分0.15月分、再任用職員につきましては0.1月分を令和4年の6月支給分から更に減額するとしています。以上でございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、
期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第10議案第4号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、人事院勧告に伴う本村一般職員の期末手当の改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員についても改定を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい。ご説明申し上げます。人事院勧告に基づく本村一般職の給与改定に準じまして、パートタイム会計年度任用職員についても改定を行うものでございます。改正の内容ですが、期末手当の年間支給月数を2.55月から2.40月へ、0.15月分引き下げを行うものでございます。議案書裏面をご覧ください。第7条で規定します期別の支給率では、100分の120となります。なお、昨年度分の支給に遡及させるため、附則第2項で、昨年度の引き下げ見合い分を令和4年の6月支給分から更に減額するとしています。以上でございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第4号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第11議案第5号の特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についても、議会運営委員長
の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本条例につきましては、地方自治法第203条の規定により、本村の行政委員
を中心とした非常勤特別職員の報酬を規定しているものですが、これに、統計調査員の区分を追加
したいので、改正を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○総務課長(中嶋英樹君):議長。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):ご説明申し上げます。議案書裏面をご覧ください。本条例では、非常勤
特別職の報酬額につきまして、別表におきまして、1の教育委員からその他の委員まで、24の区
分に分けて規定しております。23番目の学校医の次に24統計調査員を追加し、その他の委員
を25番とするものでございます。改正の理由でございます。これまで、国勢調査や農業センサス
など、調査員として多くの村民の方にご協力をいただいていたわけですが、それらの調
査は国が実施主体であり、また報酬の基準額が決められておりましたことから、本村の規定は必
要ないとの認識でございました。しかしながら、実際の報酬額決定と支払いは村が行っていること
から、条例に規定する必要があると判断致しまして今般改正をお願いするものでございます。よ
ろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいた
だきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討
論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決
を行います。日程第11議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11議案第5号特別職の職員
で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり
可決されました。

◎議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第12議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、国家公務員にかかる育児休業等の取得推進が図られ、非常勤職員に対してもその適用の拡大が行われる中、地方公共団体の職員においても、国家公務員と同様の取り組みが求められています。このことから、本村非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和のため、本条例の改正を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明を申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい。ご説明申し上げます。本改正につきましては、育児休業等の取得推進を図るためのものでございます。まず、非常勤職員にかかる育児休業等の取得要件の緩和につきまして、議案書裏面をご覧ください。第2条第3号の中で規定しています引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止します。次に、制度周知の必要性から、第21条におきまして、該当する職員に対する制度周知や意向確認の機会を設けるとしてあります。第22条では、勤務環境の整備と致しまして、研修の実施や相談体制の整備について規定しております。説明は、以上でございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第12議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第13議案第7号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正に伴い、日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う貸付事業に公務災害補償等の

年金を担保として供することができるという規定を廃止するものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい、失礼します。ご説明申し上げます。本条例の第3条第2項のただし書きにおきましては、こう書かれています。、傷病補償年金又は、年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を担保に供することができるかとされています。このただし書きを削除するものでございます。併せて、令和4年3月31日までに、既にという意味です。貸付の申し込みがあった場合又は当該権利を担保に供し、貸付を受けていた場合については、従前の例によることとする経過措置を設けるものでございます。年金制度の強化という意味合いで、担保を許可していたものを許可しないという改正でございます。以上でございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第13議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13議案第7号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号奈良県広域消防組合理約の変更について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第14議案第8号奈良県広域消防組合理約の変更についてを議題とします。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、奈良県広域消防組合議会議員の人数、選任方法及び任期について組合理約の変更を行おうとするものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):はい。それではご説明申し上げます。議案書裏面をご覧ください。先ず、第5条におきまして、議員の定数を25人から26人へ1増としています。選出につきましては、これまで市町村の長または議員の中からとっていたものを、市町村の議員の中からに変更します。第6条では、任期の延長を求める意見が多かったため、任期を1年から2年に変更しております。任期の始期、始まりにつきましては、これまで、構成市町村の議会役員の改選の結果待ち等不在期間が発生しておりましたことから、任期が曖昧な状態となっておりましたが、これを明確にするた

め、規約において条例で定めるとする規定を追加しております。なお、現在の任期に関する条例は、任期の始期が4月1日からとなっておりますことから、本規約の施行日、この施行日が7月1日となります。本規約の施行日に併せて変更されるものと思われます。また、別表の区分毎の議員定数については、2期に1回は全市町村から議員選出が可能となるようにするため、第6区分の中の上段、吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区分を1人増の3人としております。このことから、議員定数が25から26に1増となるということでございます。なお、本村が含まれる宇陀区分の2人は変更ございません。説明は、以上でございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○6番(山岡隆良君):議長。

○議長(吉田俊弘君):はい、山岡議員。

○6番(山岡隆良君):6番、山岡。ちょっと教えてほしいんですけども、第6条で期限を2年というこで任期を延長したということになる訳ですけども。宇陀支部は、当然宇陀郡として曾爾村と御杖村が交互に派遣議員を毎年順番に交代させながら派遣させていただくとる訳なんですけども、その辺のところは、7月1日が施行日ということになるから今年は従前どおりと思うんですけど。今後はどうゆうようになっていくのかちょっとお聞かせ願えたら、よろしいでしょうか。

○議長(吉田俊弘君):はい、中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):失礼致します。ただ今の山岡議員の質問にお答え申し上げます。ご指摘のとおり現在は1年任期でございます。それと現在は古川議員に出させていただいてることとでございます。したがって、先程今の条例におきましては、任期が3月末までということになりますので、3月末で古川議員の任期は終了するということになります。ですから、4月1日から今の現行で規約でございますので、4月1日からは、曾爾村から出していただく。ただし、先程も説明の中で申し上げました議員の役員改選の時期で中々役員が決まらないというのが各市町村でございます。ですから、4月1日にすぐ曾爾村から出せるのかという問題がございます。ですから、しばらく空白期間が今まで出来てましたというのが先程の説明のところとでございます。空白期間が無いと課程いたしましたら、4月1日から曾爾村から出ていただくということとあります。4月1日から出ていただくんですけども、7月1日の規約改正がもし仮に、規約改正じゃなくで条例が任期が6月末となりましたら、6月末までの任期というのが、曾爾村から4月1日に出してもらった議員の任期は、6月末ということになります。ですが、次に7月の1日から2年間の議員を通常は曾爾村から出してもらおうということとあります。2年任期が経過しましたら、次に御杖村からという形になりますので、今古川議員が曾爾村に引き継いでいただきますと、まず6月末までの議員を曾爾村から出してもらおう。7月1日から2年間の議員、新たな規約に乗っ取って任期2年の議員を出してもらおうというのが、実はこれ各区分ごとに決める内容とございまして、どういうルールにするかによりましては、また第2区分で実際話し合うということになると思うんですけども。現在のまま推移するということになりますと、今説明しました曾爾村に4月1日から移る。で、6月末までの人を決めてもらう。7月1日から2年間の人をさらに決めてもらって、その2年後御杖村へ帰ってくるという想定になるものと思われます。以上です。

○6番(山岡隆良君):はい。

○議長(吉田俊弘君):はい、山岡議員。

○6番(山岡隆良君):難しいですけども、改正とか絡んで来るから、2年間御杖村が担ったとしたときに、その途中で改選があったら御杖村から選出議員をまた変わって出してもらおうという考え方で

いいんですね。まあ、第2区分ということですので、家は桜井・宇陀・曾爾・御杖のここにはいつとるんと思うんで、その中で代表の選出基準を決めて2年ごとの任期で出していくという単純な考え方なんです。解りましたすいませんありがとうございます。

○議長(吉田俊弘君):はい、中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):補足説明させていただきます。第2区分につきましては、ご指摘いただきますように、桜井市それと宇陀市・宇陀郡という形になっております。で、第2区分の桜井市につきましては、市ですの毎期議員になっていただくということでございます。宇陀市・宇陀区分につきましては、先程申し上げました議員は2人ということになりますので、宇陀市の1名は毎年、もう1人は曾爾と御杖から2年ごとに出していくということになります。先程の議員の改選につきましても、同様の考え方で引き続き出してもらおうということになると思います。

○議長(吉田俊弘君):山岡議員、よろしいですか。

○6番(山岡隆良君):はい。

○議長(吉田俊弘君):それでは、これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第14議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14議案第8号奈良県広域消防組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎休憩(午前11時00分)

○議長(吉田俊弘君):これより暫時休憩いたします。会議は午前11時10分に再開しますので、それまでに議場にお入りください。

◎再開(午前11時06分)

○議長(吉田俊弘君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第9号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第8号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第15議案第9号令和3年度御杖村一般会計補正予算第8号の議

定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ495万3千円を減額し、補正後の総額を30億2,514万1千円とするものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第15議案第9号令和3年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第10号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第5号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第16議案第10号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(吉田俊弘君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定の歳入歳出それぞれ590万円を減額し補正後の総額を2億8,258万9千円とするものでございます。また、診療施設勘定についても、歳入歳出それぞれ590万円減額し補正後の総額を1億1,687万8千円とするものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第16議案第10号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第11号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正
予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(吉田俊弘君):次に、日程第17議案第11号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(吉田俊弘君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに25万1千円を追加し、補正後の総額を4億6,151万1千円とするものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第17議案第11号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第12号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別
会計補正予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(吉田俊弘君):次に、日程第18議案第12号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(吉田俊弘君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ226万6千円を減額し、補正後の総額を4,011万3千円とするものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第18議案第12号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎村長施政方針

○議長(吉田俊弘君):次に日程第19議案第13号から日程23議案第17号までは、令和4年度の一般会計予算及び特別会計予算4議案となります。審議に入ります前に、伊藤村長より、新年度に向けての施策方針を伺いたいと思います。伊藤村長よろしくお願いします。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):施政方針をさせていただきます。令和4年度の御杖村各会計予算を提案するにあたり、村政運営における私の基本的な考え方と、予算編成の方針、また主要施策の概要を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。私が村政をお預かりして6年、これまで、村民皆様の温かいご支援とご協力に支えられ、安全安心のむらづくりに努めてまいりました。しかしながら、2期目の就任直後から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、いまだに収まらず、昨年度も、新型コロナウイルスへの対応に追われる年となりました。特に、第6波といわれるオミクロン株感染の急拡大により、今年の1月中旬からは、本村でも多数の感染者が確認されることとなり、保育所の休園や小中学校の学級閉鎖など、感染の拡大防止対策には、各方面や関係者の皆様にはご理解とご協力をいただきました。引き続き、村民の皆様には、日常生活において、更なる感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。さて、国内外の情勢に目を向けますと、世界中で、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下、国内では、令和3年9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、自粛生活からの反動も含め、一時的には持ち直しの動きが見られたものの、年末からは、感染力の強いオミクロン株によりこれまで以上に感染者が増加する中、内外経済への影響、供給面での制約や原材料及び原油価格の高騰により、景気減速の懸念が強まっています。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、世界経済を更に不安定とし、日本経済においては、更なる円高・株安・原油高等となることが予想され、新型コロナウイルス感染症からの経済の回復は、更に鈍化する恐れがあります。新年度の予算編成を行うにあたり、その方針についてご説明申し上げます。令和3年7月に閣議了解された国の令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針では、経済財政運営と改革の基本方針2021及び新経済・財政再生計画の枠組みの下、本格的な歳出改革に取り組むこととされ、義務的経費は前年度当初予算額の範囲内、その他の経費については一部を除き、前年度当初予算額の100分の90の範囲内で要求することと、厳しい内容となっています。その一方で、グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めるため、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ等を踏まえた諸課題について、新たな成長推進枠を設けることとし、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算の額を下回る場合は、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望することとされたところでもあります。本村の財政状況は、歳入面では令和2年の国勢調査人口が用いられることにより令

和3年度の普通交付税額は減額になると予想しましたが、地域デジタル社会推進費の創設及び国調人口減少補正係数等の適用により、予想に反して、対前年度約1億3,700万円の増額となりました。しかし、地域デジタル社会推進費は2年間に限った措置であり、また国勢調査人口補正係数などの措置についても時限的なものであると見込まれ、これらの措置がなくなれば、減額となることは明白であります。自主財源に乏しく、地方交付税への依存度が高い本村にとっては、たちまち赤字に転じてしまう恐れが出てきます。歳出面では、令和3年度で小中統合校舎の施設整備が完了し、普通建設事業費を含む臨時的経費は減額となることが予想されます一方、経常的経費については、本村の令和2年度決算における経常収支比率が78.6と極めて低く、その主な要因は普通交付税の増額によるところが大きいことから、新たな行政需要に対応するため、事務事業の点検を行うものとします。今後においては、歳入面では油断できない状況が見込まれますが、喫緊の課題である過疎化・少子高齢化対策等の総合戦略に掲げた施策を推進することに全力を尽くすため、これまでと同様、限られた財源を有効に活用すべく、徹底的に無駄をなくした歳出予算要求に努めることに合わせて、必要に応じて、総点検による事務事業の見直しを行いながら、創意工夫を凝らした予算編成に取り組むものとします。それでは、新年度の予算概要についてご説明申し上げます。令和4年度一般会計の予算規模は、23億4,700万円、3年度当初予算に対して8.4%、2億1千4百万円の減額となりました。一般会計及び特別会計を合わせ、会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、31億6,472万2千円となり、3年度当初予算と比較して5.8%、1億9,349万3千円の減となっています。以下、新年度予算案の概要につきまして、長期総合計画における基本目標に沿ってご説明申し上げます。地域資源を活かした産業の振興についてであります。本村の農業は、生産者の減少や高齢化が進行し、農地の健全な保全管理や生産活動をどのように維持していくのか、極めて重要な課題となっています。こうしたことから、地域おこし協力隊制度の活用や、村単独の戸別所得補償を引き続き行います。新規就農者支援や、農家の経営基盤強化にかかる支援策を充実させます。林業については、材価格の低迷による造林意欲の減退や廃業により、山林の荒廃が続いてきました。しかし、山林を適正に管理することは、産業としての価値だけでなく、水源の涵養や災害の抑制、景観や環境の保全のためにも重要です。引き続き、施業放置林の間伐をはじめ、林業経営支援や材の生産促進、担い手対策を進めるとともに、バイオマスエネルギーとして間伐材を活用することにより村内での消費を図ります。コロナ禍における経済低迷からの回復には、まだまだ時間を要するものと思われまます。消費喚起と事業者・消費者の両側支援策としてプレミアム商品券発行事業を継続して行っています。観光交流促進関連のイベント事業は、コロナ感染症拡大の影響を直接受けている分野であり、一刻も早い取り組みが望まれています。感染防止対策を充分踏まえた上で、各種イベント等を再開させたいと思います。観光交流施設については、コロナ禍において屋外レジャー需要は更に高まり、昨今のキャンプブームと相まって、旅行村の利用客も益々伸びると思われまます。ニーズに合わせた施設整備や効率的な運営を図るため施設リニューアルの検討を行います。温泉温浴施設は、薪ボイラーを導入し、間伐材の有効活用と村内消費により木材生産から消費までの村内循環の流れを作ります。地域ぐるみの学び・育ちの推進についてであります。村内の子育て環境を魅力的なものとするため、育てやすい環境づくりを引き続き進めます。特に子育てにかかる経済的負担の軽減については、中学校修了までの医療費助成や、保育料の無償化、給食費の無償化、予防接種費用の助成を継続致します。学校教育の充実では、統合校舎よる9年間の小中一貫教育の場で、教育目標や連続したカリキュラム、教職員の交流や連携により、豊かで高度な教育をつくりまます。保育

所園児から始まる英会話塾の運営を継続して行い、早期に英語に親しむ環境を整え、義務教育における授業とは相乗効果を図り、グローバルな環境で活躍できる御杖の子どもを育てます。歴史文化の保全と発展では、文化庁の歴史の道百選に選定されている伊勢本街道について、国の史跡登録をめざして測量や試掘調査を進めます。次に、支えあう健康なむらづくりの推進についてであります。長引くコロナ禍で、日常の生活における個人の健康管理の必要性は更に高まりました。その支援として、行政による健康管理の支援充実が望まれています。健康管理システムを充実させ、個人の健康管理を支援します。新型コロナウイルス感染症の終息は未だ見えてきません。感染の拡大予防と重症化リスクを低減させるため、第3次のワクチン接種と、子どもへのワクチン接種を進めます。次に、高齢者支援の充実についてであります。高齢化が進む本村ですが、令和2年度国勢調査において、全国でも5番目に高い60.4%の高齢化率となりました。施設サービスの需要が更に増えると予想されることから、ケアハウスの増床を行います。介護予防のための幅広い事業の実施をはじめ、介護保険サービスやその他のサービス、地域の支え合い活動を推進し、すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせるようなむらづくりに努めたいと思います。安全で快適な暮らしの保障についてであります。安心・安全な道路環境をめざして、引き続き、舗装補修、道路の法面对策及び橋梁の長寿命化補修事業を進めます。簡易水道の整備については、桃俣の配水管路布設替え最終年度であり、菅野簡易水道の工事にも着手します。防災対策の推進として、各大字の公民館・体育館の耐震化及び施設改修を年次計画的に行っていますが、菅野体育館・公民館の耐震改修工事を行い、神末体育館についても設計に着手を致します。以上、令和4年度に向けた私の施政方針と、予算案の骨格につきまして申し上げます。新型コロナウイルス感染症にうち勝ち、社会全体が前向きに、より豊かな社会となるよう、村民の皆様、議員の皆様と一丸となって安全安心のむらづくりを進めてまいりたいと思います。以上、施政方針とさせていただきます。

◎議案第13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(吉田俊弘君):ありがとうございました。それでは、日程19議案第13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ23億4,700万円とするものでございます。前年度と比べ、2億1,400万円、8.4%の減となっております。概要につきましては、総務課長より説明申し上げます。
- 議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。
- 総務課長(中嶋英樹君):それでは、ご説明申し上げます。今見ていただいております資料、村長の施政方針に続きまして6ページをご覧ください。令和4年度の予算案総括表でございます。それでは、6ページでございます。令和4年度の予算案総括表でございます。一番上、一般会計の欄でございますが、予算総額23億4,700万円で、前年度に比べ2億11,400万円、8.4%の減額となります。右の7ページをご覧ください。一般会計の歳入の内訳について、ご説明申し上げます。この表につきましては、歳入の款の区分毎に、令和4年度及び3年度の予算額と構成比、増

減額と増減率、右端に説明番号を付けております。この説明番号に応じ、8ページから11ページにおいて、増減について記載をしております。それでは、7ページをご覧ください。款の区分で金額の大きい順、すなわち構成比率が高い順に言いますと、先ず、10の地方交付税、12億9,829万円、構成比55.3%でございます。令和3年度と比べまして、1億5,276万5千円、13.3%の増となっております。地方交付税につきましては、全ての地方公共団体が一定の行政サービスを提供できるようにするため、国から交付されるものでございます。次に、21の村債、3億9,390万円、構成比16.8%です。これは、多額の費用がかかる事業を行う場合に、国や銀行等から長期にわたり借り入れる資金で、本村では過疎対策事業債が中心となります。昨年度と比べ1億9,700万円、33.3%の減となります。次に、14の国庫支出金、2億3,136万6千円、構成比9.9%です。これは、村が行う特定の事業に対しまして国から交付されるもので、事業の性質に応じまして負担金、補助金、委託金の3種類に分けられます。増減につきましては、9,814万8千円、29.8%の減となっております。次に、1番上の村税でございます。1億1,280万6千円、構成比4.8%です。地方税法に基づきまして、村民や村内の事業所等から納めていただく税金のことでございまして、本村では、村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の4税となります。508万8千円、4.7%の増となっております。次に、15の県支出金でございます。1億906万3千円、構成比4.7%でございます。国庫支出金と同様に、県から特定の事業に対して交付されるものでございまして、負担金、補助金、委託金の分類も同様のものとなります。次に、2番目の地方譲与税、6,094万5千円、構成比2.6%でございます。国や県が徴収しました税金の一部を市町村に配分するものでございます。自動車重量譲与税や森林環境譲与税などがあります。増減につきましては、512万円、9.2%の増となっております。以上の6つの合計で、構成比94.1%となり、本村の歳入をほぼ占めているところでございます。それでは、ページめくっていただきまして、8ページをご覧ください。一般会計歳入予算の対前年度の増減要因について記載しております。数値につきましては、増減額を記載し、カッコ書きで予算の計上額としております。主な増減つきましてご説明申し上げます。先ず、村税、内訳の固定資産税334万円の増については、太陽光パネル設置に伴います償却資産の増によるものでございます。次に地方譲与税は、森林環境譲与税646万1千円の増は、2020年の農林業センサスの基礎数値等の変更によりまして、増額となる見込みでございます。なお、森林環境譲与税は交付される全額を森林整備に関する事業に充てることとされておりますことから、充当しました事業につきましては、今見ていただいております資料の33ページのところで森林環境譲与税を財源とした事業の一覧に記載をしております。33ページのところで充当した事業を記載をしております。ページ戻っていただきまして、説明番号6、地方交付税でございます。歳入予算の55.3%を占める地方交付税は、1億5,276万5千円の増額を見込んでおります。予算の編成辞典におきまして、財政調整基金からの基金取り崩しを行わず当初予算では通常行っております交付税の留保分を抑制することにより、調整を図ったため、交付税が増額という計上をしております。次に9ページの説明番号⑨でございます。国庫支出金ですが、2行目の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の3,000万円の増となっておりますが、最下段の統合学校施設整備事業補助金の1億1,700万円が減額となっておりますことから、国庫支出金の全体といたしましては9,814万8千円の減額となります。続いて、10ページをご覧ください。説明番号10県支出金でございますが、総額で1,352万7千円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、森林整備地域活動支援交付金、障害者自立支援給付費負担金、地籍事業負担金、参議院議員選挙委託金等があげられます。それに対しまして、減額の要因でございますが、下側から見ていただき

まして、衆議院議員総選挙委託金250万円減額、消防力強化支援事業183万9千円の減額、障害者医療費負担金156万7千円の減額となっております。次に、説明番号11番財産収入でございますが、2行目、プレミアム商品券売払収入1,520万円の増については、3年度に引き続き本事業を行うものでございますが、昨年度は、村民の購入金額、村民に先にお買ってもらった金額でございますが、これを歳計外で処理していましたが、4年度につきましては、歳入予算に計上したことによるものでございます。それによる増ということになります。右、11ページをご覧ください。繰入金でございます。財政調整繰入金につきましては、地方交付税のところでも申し上げたとおり、予算編成における歳出超過額を可能な限り普通交付税で賄うこととしました。普通交付税の留保額を抑制したことによりまして、これにより財政調整基金の取り崩しを行わないことになりましたので、対前年度1億1,746万9千円の減額となっております。なお、ふるさとづくり基金については、県産材生産促進事業へ250万円、伊勢本街道整備事業へ690万円の合計940万円を充当したいと思うため、対前年度630万円の増額としております。次に、説明番号14の村債でございますが、前年度に比べ1億9,700万円の減額を見込んでおります。過疎対策事業債で1億7,150万円、臨時財政対策債で1,760万円の減額となっております。主な減額要因につきましては、統合校舎整備事業の完了によるものでございます。では次に歳出についてご説明させていただきます。12ページ令和4年度一般会計予算案歳出の性質別内訳をご覧ください。この表については、議会費や総務費等、行政目的別となっている歳出の予算を、経済的性質を基準として横断的に見るために分類をし直したものでございます。構成比を高いものを中心に説明したいと思っております。まず、義務的経費の内、人件費でございますが、5億455万8千円、構成比21.5%です。これは、特別職や議員、また職員の給料や共済費を計上しておりますところございまして、昨年度に比べて640万7千円、1.3%の減となっております。その下、扶助費は、1億2,588万5千円、構成比5.4%でございます。高齢者や児童、障害者等に対して行っているさまざまな援助に要する経費で、866万2千円、7.4%の増となっております。その下、公債費でございますが、公債費は2億1,436万4千円、構成比9.1%でございます。これは、事業実施のため借り入れた過疎対策債等の元利償還金でございまして、249万3千円、1.2%の増となっております。次の、普通建設事業費でございます。道路や橋梁、施設の整備や改造等に要する費用を計上しております、5億6,905万8千円で、構成比24.2%、3億1,048万9千円、35.3%の減額となっております。主な減額要因は、統合校舎が完了したものでございます。その他の経費欄でございます。物件費は、3億3,765万9千円、構成比14.4%です。これには、旅費、公債費、需用費や役務費、委託費等の消費的な経費の総称でございます。4,069万2千円、13.7%の増となっております。一つ飛ばしまして、補助費等ですが、3億6,326万3千円、構成比15.5%でございます。これには、各種団体への補助金や、一部事務組合への負担金、また各種支援事業費を計上しております。5,107万2千円、16.4%の増となっております。飛ばしまして、繰出金、1億9,760万4千円、構成比8.4%でございます。これは、一般会計から特別会計へ資金を移すものでございまして、特別会計から見ますと繰入金ということになります。歳出性質別の予算額で主なものは以上でございますが、前年度と比べまして増減内容について13ページから説明をしております。それでは、13ページをご覧ください。説明番号1でございます。人件費でございますが、前年度に比べて640万7千円の減額となります。減額となる主な理由でございますが、その項目の下から2行目、退職手当負担金822万9千円、さらに2行上、会計年度任用職員報酬等の422万4千円、その上人勧による期末手当等合計額215万3千円、これらの減額によるものでございます。

増額の主なものにつきましては、一般職の定期昇給等437万円ということになります。説明番号2をご覧ください。扶助費は866万2千円の増額となります。増額の主のものにつきましては、障害者自立支援介護給付が、1,168万2千円、老人保護措置が228万円。それに対しまして、減額の主なものにつきましては、扶助費の一番下から見ていただきまして、障害者自立支援医療給付が626万8千円、風疹抗体検査が56万5千円の減額となっております。説明番号3、普通建設事業費でございます。3億1,048万9千円の減額となります。先ず増額となるものでございますが、菅野体育館・公民館耐震改修9,361万3千円、ページめくっていただきまして、温泉薪ボイラー整備5,724万2千円、ケアハウス施設整備増床5,194万6千円、スクールバス更新2,090万円等が主なものでございます。減額の主なものですが、下から見ていただきまして、統合校舎施設整備4億9,115万円、統合学校複写機サーバ等の更新4,386万4千円、温泉空調設備更新工事2,310万円これらが主な減額となります。次に、説明番号4番をご覧ください。物件費でございます。物件費は、4069万2千円の増額となります。増額の主なものにつきましては、自治体セキュリティ強化更新事業、基幹系端末リプレイス等業務委託などでございます。減額の主のものとしましては、15ページの物件費の項目で一番下のところにあります、基幹系システム1,588万3千円、戸籍総合システム更新1,035万9千円で、増減ともに、大きな要因となっておりますのは、電算システムの改修や更新費用ということになっております。次、18ページの説明番号5、補助費の欄をご覧ください。5,107万2千円の増額となります。増額となります主な事業でございますが、大規模な施設改修が予定される宇陀衛生一部事務組合負担金1,983万6千円、プレミアム商品券発行事業につきましては、予算計上の方法を見直したことによりまして1,503万5千円の増となっております。ページめくっていただきまして16ページの中頃のところになります、減額となる主な事業につきましては、東宇陀環境衛生組合負担金、また村議会議員選挙公営費制度分の減額というところになります。次、説明番号6番でございます。繰出金ですが、145万7千円の減額となります。先ず、増額となります繰出金は、簡易水道事業特別会計、国保特別会計。減額となりますのは、国保特別会計の診療施設勘定繰出、介護保険特別会計繰出金となっております。以上、性質別の歳出で主な増減内容の説明とさせていただきます。右17ページでございますが、目的別の歳出といたしまして、予算と同じ区分である款の区分に沿ってご説明申し上げます。まず主なものでございますが、2の総務費をご覧ください。4億4,815万1千円、構成比19.1%でございます。総務費では、庁舎の維持管理、全般的な事務、企画調整、財政財務管理に要する費用を計上しています。3,498万9千円の増額については、自治体セキュリティ強化事業、基幹系端末リプレイス等業務委託等の電算経費が主な要因となっております。次、3番目の民生費でございます。4億9,272万2千円、構成比21.0%でございます。民生費につきましては、村民の一定水準の生活と安定した社会生活を保障するために必要な経費を計上しております。増額となる5,961万1千円の主な内容につきましては、ケアハウス施設整備増床工事ということになります。4番目衛生費につきましては、1億6,623万4千円、構成比7.1%でございます。村民が健康で、衛生的な環境を保持するための経費が計上されています。3,093万4千円、22.9%の増額は宇陀衛生一部事務組合負担金が主な要因でございます。次、6番の農林水産業費は、1億5,916万3千円、構成比6.8%でございます。生産基盤の整備や農林業振興のための各種支援策や補助に要する経費を計上しております。3,077万2千円、24%の増額は、農林業の振興にかかる支援や補助費等の充実となっております。7番の商工費につきましては、1億4,995万9千円、構成比6.4%でございます。ここでは、商工観光の振興経費や道の駅温泉の維持管理等を計上しております。増額

5, 158万円、52.4%の主な要因につきましては、温泉薪ボイラーの整備事業等となっております。次、8番の土木費でございますが、2億8,427万1千円、構成比12.1%でございます。ここでは、道路や橋梁、河川、公営住宅等の社会資本の整備維持管理等を計上しております。1,431万4千円の増額につきましては、村道舗装の補修事業や村道改良事業等の事業費が主なものとなっております。次、9の消防費でございますが、1億750万1千円、構成比4.6%でございます。ここでは、消防団の運営経費や、災害対策、広域消防組合の負担金等を計上しております。減額要因といたしましては、防火水槽や救急施設整備が完了しましたのでそれによる減によるものでございます。1,794万9千円の減額となっております。次、10の教育費でございます。2億7,706万6千円、構成比11.8%でございますが、3年度において統合校舎施設整備が完了しましたことから4億2,055万9千円の大きな減額となっております。次、11番の公債費でございますが、2億1,436万4千円、構成比9.1%でございます。借り入れた過疎対策債等の元利償還金を計上しているものでございます。249万3千円の増となっております。以上、目的別の歳出で主なものについて説明とさせていただきます。表の右側には、番号を付けておりますが、18ページから21ページでその番号に対応して増減理由について説明をしております。ご確認いただければと思います。資料22ページからの主な施策につきましては、資料22ページからの主な施策につきましては、全員協議会におきまして担当課長よりご説明をさせていただきます。以上、令和4年度一般会計予算案の概要についてご説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より概要説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程19議案第13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別 会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第20議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,911万9千円とするものでございます。前年度と比べ、991万4千円、7.7%の増となっております。よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第20議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別 会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第21議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定は、歳入歳出それぞれ2億9,056万円とするものです。前年度と比べ、284万8千円、1%の増となっております。診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ1億1,691万6千円とするものでございます。前年度と比べ、97万8千円、0.8%の増となっております。よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第21議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計 予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第22議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ4億3,768万1千円とするものでござ

います。前年度と比べ、215万2千円、0.5%の増となっております。よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第22議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別 会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第23議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(吉田俊弘君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましても、歳入歳出それぞれ4,303万7千円とするものでございます。前年度と比べ、315万8千円、7.9%の増となっております。よろしくお願い致します。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第23議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を 求めることについて

[上程、説明]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第24諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員長報告のとおり即決案件と致

します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):ただいま上程されました人権擁護委員候補者の推薦につきまして、ご説明を申し上げます。法務大臣より委嘱され、現在人権擁護委員にご就任いただいております田中政文氏が令和4年6月30日で任期満了となられます。このため、人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより、法務大臣に対し、後任候補者の推薦をしたいので、議会の意見を求めるものでございます。丸山栄氏は、長年御杖村役場の職員として勤務し、様々な分野の職歴をとおして豊富な知識とその人柄から村民からの信望も厚く、平成27年4月には人権擁護委員に就任いただきましたが、同年10月に教育長に選任されたことから、人権擁護委員については、後任に引き継がれたところですので。この豊富な経験と実績をもって、再度充実した人権擁護委員活動を行っていただけるものと確信し、推薦しようとするものでございます。何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。推薦理由の説明といたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):議なしと認めます。したがって、日程第24諮問第1号について、質疑及び討論を省略します。

◎休憩(午後00時08分)

○議長(吉田俊弘君):ここで暫時休憩いたします。整い次第再開いたします。

◎再開(午後00時09分)

○議長(吉田俊弘君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

[採決]

○議長(吉田俊弘君):これより、日程28諮問第1号について採決を行います。本案諮問に対し、休憩中お手元に配布いたしました答申案のとおり適任である旨の意見を附して、答申したいと思いません。これに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第24諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長(吉田俊弘君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は3月22日火曜日、午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午後00時10分散会)

(令和4年3月22日)

令和4年3月御杖村議会定例会(第2号)

令和4年3月22日(火)
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 承認第1号〔原案承認〕

専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第6号))

第2 承認第2号〔原案承認〕

専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第7号))

第3 議案第9号〔原案可決〕

令和3年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について

第4 議案第10号〔原案可決〕

令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について

第5 議案第11号〔原案可決〕

令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

第6 議案第12号〔原案可決〕

令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

第7 議案第13号〔原案可決〕

令和4年度御杖村一般会計予算の議定について

第8 議案第14号〔原案可決〕

令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

第9 議案第15号〔原案可決〕

令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

第10 議案第16号〔原案可決〕

令和4年度御杖村介護特別会計予算の議定について

第11 議案第17号〔原案可決〕

令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

第12 発委第1号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

第13 発委第2号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 吉田俊弘君 | 副議長 | 松岡一生君 |
| 1番 | 張間裕子君 | 2番 | 廣口芳弘君 |
| 3番 | 葛城昌俊君 | 4番 | 古川芳明君 |
| 6番 | 山岡隆良君 | 8番 | 木村忠雄君 |

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 2番 | 廣口芳弘君 | 3番 | 葛城昌俊君 |
|----|-------|----|-------|

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

| | |
|-----------|-------------|
| 村 長 | 伊 藤 収 宜 君 |
| 教 育 長 | 鈴 木 泰 弘 君 |
| 総務課長 | 中 嶋 英 樹 君 |
| 保健福祉課長 | 廣 尾 真 貴 子 君 |
| 住民生活課長 | 片 岡 保 昌 君 |
| 会計管理者 | 今 井 智 君 |
| 教育委員会次長 | 中 村 康 幸 君 |
| むらづくり振興課長 | 仲 子 雄 史 君 |
| 産業建設課長 | 古 谷 匡 敏 君 |

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(吉田俊弘君):皆さん、ご苦勞様でございます。本日の3月定例会の續会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号とおりとします。

◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第6号))・承認第2号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御杖村一般会計補正予算(第7号))・議案第9号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について・議案第10号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について・議案第11号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について・議案第12号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

[一括上程、委員長報告・一括質疑]

○議長(吉田俊弘君):ただちに議題に入ります。日程第1、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて・令和3年度御杖村一般会計補正予算第6号」、日程第2、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて・令和3年度御杖村一般会計補正予算第7号」、日程第3、議案9号「令和3年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定について」、日程第4、議案第10号「令和3年度国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定について」、日程第5、議案第11号「令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定について」、日程第6、議案第12号「令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定について」、以上6件は、専決処分を含む令和3年度補正予算であることから一括議題とします。本案件につきまして、予算決算委員会に付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から一括して審査の経緯並びに経過及び結果の報告をお願いします。木村委員長。

○委員長(木村忠雄君):議長。8番木村。

○議長(吉田俊弘君):木村忠雄君。

○委員長(木村忠雄君):予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、日程第1・承

認第1号から日程第6議案第12号までの専決処分を含む補正予算につきまして、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告いたします。まず、審査の経緯でございますが、去る3月9日の本会議におきまして、専決処分された補正予算2件及び補正予算4件、令和4年度当初予算5件の合計11件の案件が付託されたことにより、3月16日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、専決処分された補正予算2件及び補正予算4件の各案件ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、承認第1号・承認第2号ともに、全員の賛成により、承認すべきもの決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):松岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖村一般会計補正予算(第6号))

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。まず、日程第1承認第1号専決処分の承認を求めることについて・令和3年度御杖村一般会計補正予算第6号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第1承認第1号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1承認第1号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第6号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて (令和3年度御杖村一般会計補正予算(第7号))

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第2承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第7号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第2承認第2号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度御杖村一般会計補正予算第7号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第9号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第8号) の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。まず、日程第3議案第9号令和3年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第3議案第9号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3議案9号令和3年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第10号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計 補正(第5号)の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第4議案第10号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第4議案第10号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4議案第10号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第11号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正 予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第5議案第11号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第5議案第11号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5議案第11号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第12号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別 会計補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第6議案第12号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第6議案第12号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6議案第12号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定について・議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について・議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について・議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について・議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

[一括上程、委員長報告、一括質疑]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第7、議案13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定について、日程第8、議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について、日程第9、議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、日程第10、議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、日程第11、議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について以上5件は、令和4年度の各会計における当初予算であることから一括議題とします。本案件につきましても、予算決算委員会に付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から一括して審査の経緯並びに経過及び結果の報告をお願いします。木村委員長。

○委員長(木村忠雄君):議長。8番木村。

○議長(吉田俊弘君):木村忠雄君。

○委員長(木村忠雄君):それでは、日程第7・議案第13号から日程第11・議案第17号の5会計における令和4年度当初予算の議定につきまして、一括して、その審査の経過と結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、令和4年度当初予算5議案ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):木村委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):続いて各議案ごとに、討論及び採決を行います。まず、日程第7議案第13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第7議案第13号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7第13号令和4年度御杖村一般会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計 予算の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第8議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第8議案第14号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8議案第14号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別 会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第9議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第9議案第15号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案第15号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計 予算の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第10議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第10議案第16号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第16号令和4年度御杖村介護保険特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別 会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第11議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第11議案第17号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11議案第17号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第1号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第1発委第1号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第2号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第13発委第2号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(吉田俊弘君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和4年3月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時24分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長 吉田俊弘

御杖村議会議員 廣口芳弘

御杖村議会議員 葛城昌俊